平成２８年（フ）第２１３５号
東京都江戸川区東葛西６丁目―17―17―303、開始決定時の住所神奈川県逗子市桜山６丁目10―21
破産者　阿部　哲夫
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８１号
埼玉県さいたま市南区沼影１丁目17―41―205
破産者　秋山　　稔
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３２５号
東京都葛飾区亀有４丁目９番10号
破産者　有限会社ティアンドティ
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３２６号
千葉県八千代市大和田新田759―14
破産者　小林　利久
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３７１号
福島県郡山市赤木町23番９号
破産者　株式会社サンコー事務機
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３７２号
東京都足立区島根１丁目２―27
破産者　坪田千恵子
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５１号
東京都台東区下谷２丁目13番13―402号
破産者　有限会社ワカール
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５２号
東京都台東区根岸４丁目17―12―501
破産者　新井　　忠
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５８６号
山梨県南巨摩郡身延町身延3680番地
破産者　有限会社玉屋旅館
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２１号
埼玉県坂戸市関間４丁目３番24　ライフコート若葉103号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区阿佐谷南３丁目33番20号
破産者　株式会社サイン
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２６号
東京都豊島区雑司が谷３丁目８―16　ハイツ山手、開始決定時の住所東京都豊島区雑司が谷３丁目１―３―402
破産者　南出　富夫
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３９号
東京都足立区西新井２―７―９―303、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目２番15号　ウィン青山1403号
破産者　有限会社テクノス
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４０号
東京都足立区西新井２丁目７―９―303
破産者　大和田良広
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６６６号
東京都葛飾区東立石４丁目55番５号
破産者　有限会社黒須商店
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８３号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目２番24―102号
破産者　株式会社教育開発ゼミナール同志館
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８４号
東京都新宿区新宿１丁目23―３―603
破産者　小泉　　博
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７３３号
東京都足立区竹の塚１丁目36番７　エンゼルハイム竹の塚駅前114号
破産者　有限会社サンタ企画
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７３４号
東京都足立区六月１丁目20―26―302
破産者　豊田　　宏
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４８号
東京都足立区栗原１丁目26番17号
破産者　株式会社ハロムジャパン
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４９号
東京都足立区栗原１丁目26―17
破産者　金　　泰淑
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７５５号
埼玉県三郷市高州２丁目196番地
破産者　株式会社防災対策安全協会
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部